

日本プロフェッショナル野球協約 2001 2002

- 第9回(2001年9月21日)実行委員会で決定した野球協約改訂条文) -

第15章 新人選手の採用

発効 1965.7.30

改正 1965.10.14、1965.12.22、1966.5.11

1966.7.13、1966.12.24、1967.3.14

1967.10.13、1968.10.21、1969.4.1

1970.1.27、1970.8.19、1971.3.6

1971.8.23、1971.10.8、1972.3.23

1972.7.14、1972.8.25、1973.3.8

1973.7.20、1973.9.14、1974.9.7

1977.3.3、1977.9.16、1978.8.21

1978.9.21、1980.2.13、1981.7.29

1982.11.15、1990.9.7、1991.9.4

1993.11.4、1994.10.14

第133条 (新人選手) この協約において新人選手とは、日本の中学校、高等学校、大学に在学し、または在学した経験をもち、いまだいずれの日本の球団とも選手契約を締結したことの無い選手をいう。日本の中学校、高等学校、大学に在学した経験をもたない場合であっても、日本国籍を有するものは新人選手とする。
[1973.9.14、1978.8.21(11.22発効)、1993.11.4、1995.1.24改正]

第133条の2 (新人選手との契約) 球団が、新人選手と選手契約を締結するためには、自由獲得によるか、選択会議で契約を希望する選手にたいする選手契約締結の交渉権を獲得しなければならない。ただし、球団は、いまだいずれの球団とも選手契約を締結したことの無い新人選手であっても、当該選手と雇用関係にあるか、過去において雇用関係にあった場合は、同選手との選手契約を締結することができない。

第133条の3 (日本野球連盟の選手) 日本野球連盟に所属する選手にたいしては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定にもとづき、以下の方法により自由獲得あるいは選択する。

(1) 球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録2年(シーズン)間はその選手と選手契約を締結しない。ただし、高校卒業の選手ならびに中学卒業の選手については、その選手が同連盟に登録後3年(シーズン)間は選手契約を締結しない。

同連盟所属選手が大学(短大、専門学校を含む)中退選手(体育会に籍のあったもの)である場合は、この契約禁止期間を登録後2年(シーズン)とする。

(2) 日本プロフェッショナル野球組織は、同一年度において、日本野球連盟に所属する同一チームから投手1名を超えて自由獲得あるいは選択会議での選択をすることはできない。ただし、そのチームおよび日本野球連盟が自由獲得あるいは選択を承認した場合は、この

削除：選択

削除：の選択

削除：球団は、

削除：(以下新人選手という)と、選手契約を締結するためには、選択会議で同選手にたいする選手契約締結の交渉権を取得しなければならない。

削除：選手契約を締結するためには、前記の規定に従わなければならない。
ただし球団は、いまだいずれの球団とも選手契約を締結したことの無い新人選手であっても、当該選手と雇用関係にあった場合は、同選手を選択することができない。

書式変更

限りでない。

(3) 日本野球連盟登録選手にたいする球団の契約禁止期間は、その選手が禁止期間途中で退部した場合も本条(1)の適用を受ける。ただし、同所属連盟所属チームの解散または休部による場合は、この限りではない。

(4) 日本野球連盟では、選手の登録月日にかかわらず、同連盟シーズン中の登録はすべて1シーズンと見なす。

書式変更

第133条の4 (自由獲得選手) 球団は、選抜会議以前に、それぞれ2名までの新人選手を自由獲得選手として選手契約を約定することができる。日本の学校に在学している選手にたいしては、選抜会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限りその対象選手とすることとし、日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合と同様に扱う。

球団は、所属連盟会長を経由して、自由獲得選手の選手契約約定を文書でコミッショナーへ届け、コミッショナーは年度連盟選手権試合最終日の翌日からこれを受け付け、選抜会議の7日前までにそのつどこれを契約締結内定選手として公示する。公示された契約締結内定選手は、いずれの球団もこれを選抜会議で選択することはできない。

ただし、下記の新人選手は自由獲得選手の対象から除外する。

(1) 日本高等学校野球連盟に所属している選手。

(2) 日本の高等学校を卒業または中退した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織、外国の野球学校、外国のアマチュア野球組織に所属して通算5年未満の選手。通算年数の起算は、当該選手が卒業または中退した年月日からとする。

(3) 日本の大学、短期大学、専門学校を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織、外国の野球学校、外国のアマチュア野球組織に所属して通算5年未満の選手。通算年数の起算は、当該選手が卒業または中退した年月日からとする。

(4) 日本の高等学校、専門学校、短期大学、大学を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、日本、外国を問わずプロフェッショナル、アマチュアいずれの野球組織にも所属しなかった選手。

書式変更

第134条 (選抜会議) 選抜会議は、コミッショナー、両連盟会長ならびに各球団役員各1名により構成され、コミッショナーによって毎年11月10日から11月22日までの間に招集される。ただし、全球団の同意のある場合には、規定期間外に開催することができる。

コミッショナーが開催日を決定したときは、その14日前までに、全球団に通告しなければならない。

[1991.9.4改正]

第135条 (選択選手) 第133条にいう日本の学校に在学している選手にたいしては、選抜会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限り選択することができる。

ただし、日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合は、前項と同様に扱う。

第135条の2 (中途退学選手) 球団は、第133条にいう日本の学校に在学した経験をもつ選手であって、選抜会議開催の年の4月1日以降に退学したものを自由獲得または選択する

ことはできない。

第135条の3（外国のプロ野球選手） 新人選手であって、外国のプロフェッショナル野球組織に属する選手、または過去に属したことのある選手は、毎年選択会議の7日前までにいずれかの球団が選択の対象選手とする旨をコミッショナーに文書で通知し、コミッショナーがその選手が選択できる選手であることを、そのつど全球団へ通知しなければいずれの球団もその選手を選択することはできない。

第136条（新人選手選択可能数） 一度の選択会議で選択することができる選手の合計数は、120名から自由獲得選手の合計人数を除いた数とする。

第137条（選択会議での選択方法） 選択は各球団が次に定める方法に従って、新人選手を選択する。すでに選択されている新人選手を他の球団が重ねて選択することはできない。自由獲得選手2名と選手契約締結の内定をした球団は、第1巡目、第2巡目、第3巡目の選択から除外され、自由獲得選手1名と選手契約締結の内定をした球団は、第1巡目、第3巡目の選択から除外され、自由獲得選手と選手契約締結の内定の無かった球団は、第2巡目の選択から除外される。 = 図解参照のこと

第1巡目の選択に参加するすべての球団は、選択を希望する1人の選手名を所定の様式により記載してコミッショナーに同時に提出する。

記載された選手のうちの1つの球団から指名された選手にたいしては、その球団の選択が決定し、二つ以上の球団から指名された選手にたいしては、指名した球団間で抽選を行い、選択する球団を決定する。

抽せんにより選択できなかった球団は、再度、選択を希望する選手名を所定の様式により記載し、コミッショナーに同時に提出し、記載された選手のうちの1つの球団から指名された選手にたいしては、その球団の選択が決定し、2つ以上の球団から指名された選手にたいしては、指名した球団間で抽選を行い、選択する球団を決定する。これを参加するすべての球団の選択選手が決定するまで繰り返す。抽選の順番は、あらかじめ定められた全球団の順番に従う。

第2巡目、第3巡目の選択は、あらかじめ定められた全球団の順番に従い、第4巡目の選択はその逆順とし、第5巡目以降の選択は、奇数巡目はあらかじめ定められた全球団の順番に従い、偶数巡目では奇数巡目の逆順により選手を指名し、抽選は行なわない。

[注] 全球団の順番は、セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟それぞれの規約に定める球団順位に基づき、第1巡目、第2巡目、第3巡目はその年度の日本シリーズに敗れた球団が所属する連盟の同年度連盟選手権試合の順位最下位球団を第1番とし、他の一方の連盟の最下位球団を第2番とする。以下、連盟交互に球団順位の逆順に従い、第12番目までの全球団の順番を決定する

[1974.9.7、1978.8.21(11.22発効)、1980.3.31、1981.7.29、1991.9.4改正]

第138条（交渉権の譲渡および放棄の禁止） 選択会議で取得した選手契約締結交渉権は、これを放棄することも、またこれを他球団へ譲渡することもできない。

削除：10月23日

削除：選択会議開催通告の際、

削除：第135条の4（日本野球連盟の選手）日本野球連盟に所属する選手にたいしては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定にもとづき、左記の方法により選択する。

（1）球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録後2年（シーズン）間はその選手と選手契約を締結しない

書式変更

削除：第136条

削除：は

削除：し、全球団が10名を

削除：

削除：（1）全球団は選択会

削除：する。

削除：

削除：次の優先順位に従い、

削除：の選択

削除：1. 球団が指名した選

削除：選択できなかった位置

削除：する。

削除：球団の選択を決定す

削除：勝率

削除：番

削除：勝率

削除：勝率

削除：7

[1973.9.14改正]

第139条 (交渉権の有効期間と喪失) 球団が選択した選手と選択会議翌年の3月末日までに選手契約を締結し、支配下選手の公示をすることができなかった場合は、球団はその選手にたいする選手契約締結交渉権を喪失する。

削除：8

ただし、日本野球連盟所属選手との選手契約締結交渉権は、選択会議翌年の1月末日までとする。[1993.11.4改正]

第140条 (再選択) 選択した選手との選手契約締結交渉権を喪失した球団は、下記の場合を除き再び当該選手を選択することができない。

削除：39

削除：左

1. 進学その他の事由によりその選手が再び就学した場合。
2. 当該選手が文書をもって再びその球団に選択されることを承諾する場合。
3. 日本野球連盟所属チームの解散または休部によりその選手が退部した場合。
4. 選択された選手が、選択の対象となるその次の選択会議で選択されなかった場合。

[1993.11.4改正]

第141条 (義務教育未終了者) 選択された選手が、選択会議の翌年3月義務教育修了見込みの場合は、同選手が義務教育を終了した後でなければ、選手契約の承認を所属連盟会長に求めることはできない。[1974.9.7改正]

削除：0

第142条 (契約制限) 球団と選手契約を締結した新人選手にたいしては、その選手の支配下選手公示の日から同公示のあとに行なわれる年度連盟選手権試合シーズン開始前日まで、他の球団が契約譲渡またはウエイバーにより、その選手契約を取得することはできない。前記の期間中その選手が自由契約選手となったときといえども同じとする。

削除：第141条 (契約可能選手)

(すべての新人選手にたいし選択会議で交渉権を取得することにしたためこの条を削除)

[1993.11.4]

また、選択会議において、選手契約の交渉権を取得した球団は、その選手にたいし方法のいかなを問わず、他の球団に契約を譲渡することを条件として選手契約を締結することはできない。

[1974.9.7追加、旧(契約条件)削除、1978.8.21(11.22発効)、1980.2.13改正]

削除：の

第22章 フリーエージェント

制定 1993.11.4

発効 1993.11.2

改正 1994.10.14、1995.11.21、1997.10.7

1998.11.18

第196条 (FAの定義)

日本プロフェッショナル野球組織にフリーエージェント(以下FAという)制度を設ける。FAとは、同組織が定める資格条件を満たした選手のうち、いずれの球団とも選手契約を締結できる権利を有する選手をいう。

第197条 (資格取得条件)

(1) 選手は入団して初めて出場選手登録された後、その日数がセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の同じ年度連盟選手権試合期間中(以下シーズンという)に150日

を満たし、これが9シーズンに達したときに、F Aとなる資格（以下F A資格という）を取得する。

ただし、野球協約第133条に定める自由獲得選手は、シーズン150日を満たし、これが10シーズンに達したときに、F A資格を取得する。

なお、1993年から2000年までの野球協約第15章新人選手の選択、第135条の6に規定されていた希望調査を経て選手契約を締結した指定枠採用選手も、シーズン150日を満たし、これが10シーズンに達したときに、F A資格を取得する。[1997.10.7改正]

(2) 出場選手登録日数が同年度中に150日に満たないシーズンがある場合は、それらのシーズンの出場選手登録日数をすべて合算し、150日に達したものを1シーズンとして計算する。

[注] セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合におけるF A資格についての出場選手登録日数の起算日は、野球協約第84条の規定にかかわらず、それぞれの連盟の年度連盟選手権試合開始予定日とする。

第198条（コミッショナーの公示） コミッショナーは毎年、セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合が終了した後、いずれか遅い方の終了日の2日後に、その年にF A資格を得た選手およびF A資格を保持している選手の名簿を公示する。

[注] セントラル野球連盟もしくはパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合がその年の日本選手権シリーズが終了した後、なお継続しなければならない場合は、コミッショナーが別途、公示日を決定する。また、その公示日にF A資格を取得するために必要な出場選手登録日数が不足している選手であっても、当該選手の不足日数を満たすことが出来る年度連盟選手権試合を残している場合は、それぞれの選手の不足日数を付し、F A資格取得可能選手として名簿に記載し、当該選手がそのシーズン中に不足日数を満たしたときは、コミッショナーが追加公示する。[1995.1.24追加]

第199条（権利行使） その年F A資格を取得している選手（以下F A資格選手という）がF Aの権利を行使するためには、本協約第201条の1号に定める期間内に行使することを表明し、手続きをとらなければならない。所定の期間内に手続きをとらない場合は、F Aの権利の行使を保留したものとする。

コミッショナーは、F Aの権利を行使する旨文書で申請のあった選手（以下F A宣言選手という）名をその年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く7日間を経た翌日の午後3時にF A宣言選手として公示する。[1997.10.7改正]

[注] コミッショナーからF A宣言選手として公示された選手は、直前まで在籍していた球団（以下旧球団という）と選手契約を締結するか、もしくは同選手契約の締結に同意している場合を含み、すべてF Aの権利の行使となる。[2000.7.17改正]

第200条（資格取得の回復） F A宣言選手は、その後日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団で選手として稼働して、1シーズン出場選手登録150日を満たし、これが4シーズンに達したときに、F A資格を回復して取得できるものとする。この場合において、出場選手登録日数が不足するシーズンがあるときの扱いは、本協約第197条第2号の

削除：5

削除：の6

削除：希望調査を経て選手契約を締結した指定枠採用選手

削除：再度の

削除：に

削除：再度の

削除：する

規定に準ずる。[1997.10.7改正]

第201条（行使の表明）

(1) F A 資格選手は、その年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く7日間以内に、在籍球団にたいし F A の権利を行使する意志を表明することができる。

[1997.10.7改正]

[注] F A の権利を行使する意志のない F A 資格選手は、本協約第199条の規定によりその年は F A の権利の行使を保留したもとする。

(2) F A の権利を行使する意志を表明した F A 資格選手は、第1号に規定する期間内に、在籍している球団代表者と連名によりコミッショナーあてその旨文書で申請しなければならない。

[注1] 本条2号の7日間のコミッショナー事務局業務日は、毎年 F A 資格選手名簿公示の日に各球団に通知する。[1997.10.7改正]

[注2] 本条2号に定めるコミッショナーあて申請文書の送付はファクシミリによる送信も受け付けるが、その原本は送信日から3日以内にコミッショナー事務局に届けなければならない。

(3) F A 宣言選手は、コミッショナー公示の翌日から旧球団を含みいずれの球団とも次年度選手契約締結交渉を行うことができる。[1997.10.7、2000.7.17改正]

(4) いずれの球団も、F A 宣言選手と選手契約締結に合意したときは、統一契約書の写しもしくは契約合意書を添付しその旨を遅滞なくコミッショナーに通知しなければならない。コミッショナーは通知を受け付けた場合、その都度これを公示する。[2000.7.17改正]

第202条（選手契約の条件） F A 宣言選手と選手契約を締結する球団は、当該選手の参稼報酬年額を日本プロフェッショナル野球組織に所属する球団での同選手の直前シーズンの統一契約書に明記された参稼報酬年額（以下前参稼報酬年額という）を超える額とすることはできない。[2000.7.17改正]

ただし、球団が当該選手の前参稼報酬年額および稼働成績にかんする特別な事情をコミッショナーに文書で申請し、コミッショナーがこれを認めた場合は、本条の制限を超える参稼報酬年額で選手契約を締結することができる。[1997.10.7改正]

第203条（F A 宣言選手の参稼報酬の減額制限） F A 宣言選手が選手契約を締結する場合は、第92条（参稼報酬の減額制限）の規定にかかわらず、当該選手の前参稼報酬年額から25%を超えて減額することもさまたげない。[2000.7.17改正]

第204条（金銭調停の不請求） 球団および F A 宣言選手は、選手契約の締結交渉において参稼報酬額等金銭にかんする調停を求めることはできない。[2000.7.17改正]

第205条（球団の補償） 日本プロフェッショナル野球組織に所属する他の球団に在籍していた F A 宣言選手と選手契約を締結した球団は、当該選手の旧球団にたいし金銭および選手を補償しなければならない。[2000.7.17改正]

(1) 金銭による補償は、当該 F A 宣言選手が最初の F A の権利行使の場合は旧球団と契約し

た統一契約書に明記された前参稼報酬年額と同額、反復のF Aの権利行使の場合は旧球団と契約した統一契約書に明記された前参稼報酬年額の50%とする。[2000.7.17改正]

削除：再度

削除：の

- (2) 選手による補償は、当該F A宣言選手と選手契約した球団が保有する支配下選手のうち、外国人選手および同球団が任意に定めた30名を除いた選手名簿から旧球団が当該F A宣言選手1名につき各1名を選び、獲得することができる。前記の選手名簿の旧球団への提示はF A宣言選手との選手契約締結がコミッショナーから公示された日から2週間以内に行う。選手による補償が重複した場合は、当該F A宣言選手と選手契約した球団と同一連盟の球団が他の連盟の球団に優先する。また同一連盟内においては、当該年度連盟選手権試合の勝率の逆順をもって、球団の優先順位とする。[2000.7.17改正]

ただし、旧球団が選手による補償を求めない場合は、前記1号の金額に50%を加算した金額の補償をもって、選手による補償にかえることができる。

- (3) 前記1号、2号すべての補償は、コミッショナーから当該選手の契約締結の公示が行われた後、40日以内に完了しなければならない。ただし、金銭による補償については、旧球団の同意がある場合は、期間を延長することができる。

- (4) F A宣言選手がF A宣言した年の翌々年の11月30日まで日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれの球団とも選手契約を締結せず、F A宣言した年の翌々年の12月1日以降、日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団と選手契約を締結した場合、そのF A宣言選手と契約した球団は旧球団にたいしての補償を必要としない。[2000.7.17改正]

[注1] 前記2号の規定により、指名された選手はこれを拒否することはできない。拒否した場合は、同選手は資格停止選手となり、旧球団への補償は前記2号のただし書きを準用する。[1998.11.18改正]

[注2] F A宣言選手がF A宣言した年の翌々年の11月30日までに日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団と選手契約を締結したときは、その球団は当該F A宣言選手の旧球団にたいして前記1号および2号の補償を必要とする。[2000.7.17改正]

第206条 (球団の獲得選手数) 球団がF A宣言選手のうち直前シーズンまで日本プロフェッショナル野球組織に所属する他の球団に在籍していた選手と次年度の選手契約を締結できるのは2名までとする。

ただし、公示されたF A宣言選手数が21名から30名の年度は3名まで、同31名から40名の年度では4名まで、同41名以上の年度では5名まで選手契約を締結することができる。[2000.7.17改正]

第207条 (F A宣言選手の稼働期間) F A宣言選手と公示された選手といえども、当該選手が旧球団とかわした統一契約書により11月30日までは旧球団および日本プロフェッショナル野球組織が指定する行事に参加する義務を負う。

第 1 3 5 条の 4 (日本野球連盟の選手) 日本野球連盟に所属する選手にたいしては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定にもとづき、左記の方法により選択する。

(1) 球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録後 2 年(シーズン)間はその選手と選手契約を締結しない。

ただし、高校卒業の選手ならびに中学卒業の選手については、その選手が同連盟に登録後 3 年(シーズン)間は選手契約を締結しない。

日本野球連盟所属選手が大学(短大、専門学校を含む)中退選手(体育会に籍のあったもの)である場合は、この契約禁止期間を登録後 2 年(シーズン)とする。

(2) 日本プロフェッショナル野球組織は、同一年度において、日本野球連盟に所属する同一チームから投手 1 名を超えて指名することはできない。

ただし、そのチームおよび日本野球連盟が指名することを承認した場合は、この限りではない。

(3) 日本野球連盟登録選手にたいする球団の契約禁止期間は、その選手が禁止期間途中で退部した場合も本条(1)の適用をうける。

ただし、同連盟所属チームの解散または休部による場合は、この限りでない。

(4) 日本野球連盟では選手の登録月日に拘らず、同連盟シーズン中の登録はすべて 1 シーズンと見なす。

第 1 3 5 条の 5 (選択選手数) 一球団が選択会議で選択することができる新人選手の数は 10 名以内とする。このうち第 1 回に選択する 2 名以内を「指定枠採用選手」とし、第 2 回以降に選択する 8 名以内を「任意枠採用選手」とする。

第 1 3 5 条の 6 (希望調査) 球団は、「指定枠採用選手」として選択を予定する新人選手にたいし、所定の期間内にコミッショナー事務局を通じ当該新人選手が同球団との交渉を希望するか否かの調査を求めることができる。

ただし、左記の新人選手は除かれる。

(1) 日本高等学校野球連盟に所属している選手またはその年所属していた選手。

(2) 日本の高等学校を卒業または中退した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織あるいはアマチュア野球組織に所属して通算 5 年未満の選手。

(3) 日本の大学、短期大学、専門学校を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織あるいはアマチュア野球組織に所属して通算 5 年未満の選手。

(4) 日本の高等学校、専門学校、短期大学、大学を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、日本、外国を問わずプロフェッショナル、アマチュアいずれの野球組織にも所属しなかった選手。

[1 9 9 3 . 1 1 . 4 整理、改正、1 9 9 6 . 9 . 3 0 (2) 項以下追加]

し、全球団が10名を選択し終るか、または選択を希望しなくなるまで行う。

ただし、

ページ 3: [3] 削除 field-r 2001/10/10 午前 10 時 53 分

(1) 全球団は選択会議において、第1回に選択を希望する「指定枠採用選手」2名の選手名を所定の様式により記載してコミッショナーに提出する。

2名の選手名は、球団が第1位に選択を希望するものを第1位選択希望選手の用紙に、第2位に選択を希望するものを第2位選択希望選手の用紙に記載する。

球団がここでの選択を希望しないときは、第1位の場合はその用紙に、第2位の場合はその用紙に、あるいは第1位、第2位双方の場合は両方の用紙に「指名権放棄」と明記して提出する。

(2)

ページ 3: [4] 削除 field-r 2001/10/10 午前 10 時 54 分

ページ 3: [5] 削除 field-r 2001/10/10 午前 10 時 57 分

1. 球団が指名した選手が当該球団との交渉を希望している場合は、これを最優先する。
2. 球団が指名した選手が第1位である場合は、第2位に優先する。
3. 球団が指名した選手がともに当該球団との交渉を希望し、かつ同順位である場合は抽せんする。
4. 球団が指名した選手がともに当該球団との交渉を希望していない場合であっても、同順位のとときは抽せんする。

ただし、球団が指名した選手が高校生選手である場合は、希望する球団の調査を行わないため前記1号規定の対象とせず、2号規定の上位優先のみを適用し、同順位で重複したときは抽せんする。

(3) 第1回選択において、優先順位または

ページ 3: [6] 削除 field-r 2001/10/10 午前 10 時 57 分

選択できなかった位置(第1位指名の場合は第1位、第2位指名の場合は第2位、あるいは第1位、第2位指名双方の場合は両方)で

ページ 3: [7] 削除 field-r 2001/10/10 午前 11 時 4 分

球団の選択を決定する方式は第2項の1、2、3、4号の規定に準ずる。

この方式により全球団の第1回選択の選手2名が決定するまで繰り返す。

ただし、球団が「指名権放棄」したときは、除かれる。

(4) 第2回以降第9回までの「任意枠採用選手」の選択は、偶数回ではあらかじめ定められた全球団

の順番に従い、奇数回では偶数回の逆順により選手を指名し、抽せんを行わない。

[1 9 9 3 . 1 1 . 4 改正]